別表第五の二（第十七条の二関係）

冬服上衣			
製式			
［略］	［略］	襟	詰襟とする。
［略］	［略］	［略］	［略］

図

［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に海上自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されているこの省令による改正前の別表第三(一)イの規定による正帽、女性正帽、帽章、女性帽章、階級章及び幹部候補者き章、同表(二)の規定による第一種演奏服冬服上衣、正帽、女性第二種正帽、帽章、女性帽章及び階級章並びに学生が使用し、又はこれに貸与するために保管されているこの省令による改正前の別表第五の規定による冬服上衣、作業服上衣、作業服ズボン、女子作業服上衣及び女子作業服ズボン並びに陸上自衛隊高等工科学校の生徒が使用し、又はこれに貸与するために保管されているこの省令による改正前の別表第五の二の規定による冬服上衣は、それぞれ改正後の自衛隊法施行規則別表第三、別表第五及び別表第五の二の規定にかかわらず、当分の間、これを用いることができる。

別表第五の二（第十七条の二関係）

冬服上衣			
製式			
［同上］	［同上］	襟	詰襟とし、内側にはカラー留ボタン五個をつける。
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

図

［同上］